

平成27年度 第3回たつの市都市計画審議会 要旨

○開催日時 平成28年1月28日(木) 午後2時00分から午後3時40分

○開催場所 本庁 301会議室

○出席者 委員17名(代理出席4名含む) ※欠席者3名
市職員10名

○傍聴者 0名

○審議事項

議案第1号 中播都市計画用途地域の変更(案)について(たつの市決定)

議案第2号 中播都市計画特別用途地区の変更(案)について(たつの市決定)

議案第3号 中播都市計画下水道の変更(たつの市公共下水道の変更)(案)について(たつの市決定)

議案第4号 中播都市計画道路の変更(案)について(たつの市決定)

○審議事項の説明

議案第1号 中播都市計画用途地域の変更(案)について(たつの市決定)

議案第2号 中播都市計画特別用途地区の変更(案)について(たつの市決定)

都市計画法に基づく縦覧の結果

- ・ 縦覧期間 平成27年12月8日から平成27年12月22日まで
- ・ 縦覧人数 1名
- ・ 意見書の提出 なし

議案第3号 中播都市計画下水道の変更(たつの市公共下水道の変更)(案)について(たつの市決定)

都市計画法に基づく縦覧の結果

- ・ 縦覧期間 平成27年12月8日から平成27年12月22日まで
- ・ 縦覧人数 0名
- ・ 意見書の提出 なし

議案第4号 中播都市計画道路の変更(案)について(たつの市決定)

都市計画法に基づく縦覧の結果

- ・ 縦覧期間 平成27年12月8日から平成27年12月22日まで
- ・ 縦覧人数 5名
- ・ 意見書の提出 なし

○採決の結果

議案第 1 号 中播都市計画用途地域の変更(案)について(たつの市決定)

原案どおり可決

議案第 2 号 中播都市計画特別用途地区の変更(案)について(たつの市決定)

原案どおり可決

議案第 3 号 中播都市計画下水道の変更(たつの市公共下水道の変更)(案)について(たつの市決定)

原案どおり可決

議案第 4 号 中播都市計画道路の変更(案)について(たつの市決定)

原案どおり可決

【審議内容】

事務局	<p>(議案第 1 号及び第 2 号について説明)</p> <p>区域区分については、一昨年から県の見直し方針を受け、市内の土地利用、市街化区域の現状、基盤整備の状況などを整理し、合計 8 カ所の地区を県へ申出しています。現在、平成 28 年 3 月の指定告示に向け、手続きが進められています。今回、区域区分の変更に伴い、用途地域及び特別用途地区の変更を行う必要があるため、9 月に変更(案)を報告させていただいております。</p> <p>報告後、12 月 8 日から 12 月 22 日まで縦覧を実施し、縦覧者については 1 名ございましたが、意見書の提出はございませんでした。</p> <p>こちらの画面は、区域区分の変更を予定している地区と、それに伴う用途地域及び特別用途地区の変更内容の一覧表となります。それぞれ詳細図を基に説明させていただきます。こちらは、それぞれの地区の位置図となります。</p> <p>まず、中井地区について、説明させていただきます。斜線部分が市街化区域へ編入を予定している箇所となります。この地区は、工業地として一体的な土地利用が図られているため、市街化区域への編入を予定しております。面積は、3.5 ヘクタールです。用途地域については、隣接地の工業専用地域と同じ用途へ変更します。</p> <p>次に栄地区について、説明させていただきます。斜線部分が市街化区域へ編入を予定している箇所となります。この地区は、揖龍南北幹線の道路整備で工事が完了している箇所の一部が市街化調整区域に含まれるため、沿道地としての土地利用を図るため、市街化区域への編入を予定しております。面積は、0.2 ヘクタールです。用途地域については、隣接地の工業地域と同じ用途へ変更します。</p> <p>次に中井①地区について、説明させていただきます。水路等により境界が明確になったため、境界変更を予定しております。斜線部分が市街化区域へ編入、網掛け部分が市街化調整区域へ逆線を予定している箇所となります。面積は、0.9 ヘクタールです。用途地域については、編入箇所の 0.3 ヘクター</p>
-----	--

ルを無指定から工業地域へ、逆線箇所の 0.2 ヘクタールを工業地域から無指定へ変更します。また、編入箇所の 0.2 ヘクタールを無指定から工業専用地域へ、逆線箇所の 0.2 ヘクタールを工業専用地域から無指定へ変更します。

次に中井②地区について、説明させていただきます。道路整備に伴い、道路端から道路中央へ境界変更を予定しております。網掛け部分が市街化調整区域へ逆線を予定している箇所となります。区域の面積は、0.2 ヘクタールです。用途地域については、逆線箇所の 0.15 ヘクタールを工業地域から無指定へ変更し、0.05 ヘクタールを工業専用地域から無指定へ変更します。

次に四箇地区について、説明させていただきます。道路整備に伴い、北側の側道へ境界変更を予定しております。網掛け部分が市街化調整区域へ逆線を予定している箇所となります。区域の面積は、0.7 ヘクタールです。用途地域については、逆線箇所の 0.1 ヘクタールを近隣商業地域から無指定へ変更し、0.6 ヘクタールを第一種住居地域から無指定へ変更します。

また、特別用途地区については、薄いブルーの斜線箇所を指定しており、今回、近隣商業地域の一部が無指定となるため、特別用途地区の一部を変更します。

次に下霞城地区について、説明させていただきます。急傾斜崩壊対策工事の完了に伴い、擁壁による位置が明確になったため、境界変更を予定しております。斜線部分が市街化区域へ編入、網掛け部分が市街化調整区域へ逆線を予定している箇所となります。区域の面積は、0.4 ヘクタールです。用途地域については、編入箇所の 0.3 ヘクタールを無指定から第一種低層住居専用地域へ変更し、逆線箇所の 0.1 ヘクタールを第一種低層住居専用地域から無指定へ変更します。

次に沢田地区について、説明させていただきます。道路整備に伴い、道路端から道路中央へ境界変更を予定しております。網掛け部分が市街化調整区域へ逆線を予定している箇所となります。区域の面積は、0.1 ヘクタールです。用途地域については、工業地域から無指定へ変更します。

次に正條地区について、説明させていただきます。斜線部分が市街化区域へ編入を予定している箇所となります。この地区は、工業地として一体的な土地利用が図られているため、市街化区域の拡大を予定しております。面積は、1.6 ヘクタールです。用途地域については、隣接地の工業専用地域と同じ用途地域へ変更します。

最後に今後のスケジュールについて、説明させていただきます。本日の都市計画審議会にて答申を受け、3月末か4月1日に変更になる予定のため、それに合わせて決定告示する予定です。

以上で、説明を終わらせていただきます。

質問がありましたら挙手の上、お願いします。

会長

<p>会長</p>	<p>意見がないようですので、採決に入りたいと思います。議案第1号及び第2号につきまして、承認される方は挙手願います。</p> <p>(出席委員17名中、全員が挙手)</p>
<p>会長</p>	<p>出席委員の過半数が挙手されておりますので、議案第1号及び第2号については、本案のとおり承認されました。</p>
<p>事務局</p>	<p>(議案第3号について説明)</p> <p>今回の案件は、都市計画たつの市公共下水道について、排水区域の汚水及び雨水の区域を1箇所追加し区域を拡大するために変更を行うものです。</p> <p>それでは、事前配付資料の議案書、当日配付資料①のパワーポイント資料にて説明させていただきます。</p> <p>本件の概要について、平成27年9月14日開催の審議会にて事前報告させていただいた内容を、改めて説明いたします。</p> <p>今回の変更内容は、たつの市公共下水道の汚水及び雨水の排水区域において、揖保川処理区内の龍野町中井地内を追加変更するものです。</p> <p>次に、排水区域に追加する箇所について説明いたします。この箇所は、都市計画区域の変更により、新たに工業専用地域に位置付けた区域となります。現在は民間工場の敷地として整地が進んでいます。編入予定面積は、約3ヘクタールです。</p> <p>航空写真では、こちらの赤枠囲みの区域となります。</p> <p>こちらが平成27年9月に撮影した、揖保川処理区龍野町中井地内の拡大区域の写真です。</p> <p>それでは、平成27年9月14日の説明以後に行った法定縦覧結果について、報告させていただきます。縦覧及び意見書の受付期間については、平成27年12月8日から平成27年12月22日までとし、当該期間における縦覧者及び意見書提出は、ございませんでした。</p> <p>今回の変更にあたり、平成27年9月14日に市都市計画審議会において、今回のたつの市公共下水道の排水区域の変更について説明させていただき、平成27年10月16日に兵庫県と本変更協議を行っております。平成27年11月27日付けで依存ありませんとの回答をいただいております。</p> <p>以上で、中播都市計画下水道の変更（たつの市公共下水道の変更）（案）について（たつの市決定）に関する説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>質問がありましたら挙手の上、お願いします。</p>

事務局	<p>意見がないようですので、採決に入りたいと思います。議案第 3 号につきまして、承認される方は挙手願います。</p> <p>(出席委員 17 名中、全員が挙手)</p>
会長	<p>出席委員の過半数が挙手されておりますので、議案第 3 号については、本案のとおり承認されました。</p> <p>(議案第 4 号について説明)</p>
事務局	<p>今回は、竜野駅周辺整備事業に伴う都市計画道路の変更について説明させていただきます。中播都市計画道路の変更の内、たつの市決定である駅前北線、駅前南線の 2 路線の変更について、当審議会に諮るものであります。</p> <p>今回、変更しようとする路線の場所は、J R 山陽本線の竜野駅を挟んで南北の赤く着色している路線で、駅の北側（図面で言うと上側）の路線が市決定の駅前北線、駅の南側（図面で言うと下側）が市決定の駅前南線で、この 2 路線について、広場の拡大による都市計画区域の変更であります。</p> <p>なお、揖保川地域ではこの他に国道 2 号、竜野揖保川線、山津屋原線、北山線が都市計画決定されています。</p> <p>この駅前北線、駅前南線の 2 路線とも、都市計画決定を最初に行ったのは昭和 49 年 2 月 19 日で、平成 13 年 1 月 16 日とともに車線数の表示と名称（番号）の変更を行っています。</p> <p>まず、J R 竜野駅の南北の 2 路線について、今回変更しようとする主な目的は、駅周辺整備事業に伴うもので、魅力と活力ある都市交流拠点づくりを目標とし、J R 山陽本線竜野駅周辺における交通の円滑化及び安全性を図り、交通結節点機能を強化することにより、利用者の利便性を向上させ、J R 山陽本線の利用促進を図ると共に竜野駅周辺地区の都市環境を改善し、安全で活気あるまちづくりを目指します。</p> <p>竜野駅の利用状況をみると、乗車人員が平成 21 年度 1 日 1900 人から増加傾向にあり、平成 25 年度では 1 日約 2100 人の乗車人数がありました。竜野駅周辺整備により交通利便性が高くなり、利用者がさらに増加すると見込んでおり、現在の車両が輻輳する状況を解消するために、駅北側の広場について面積を 1400 m²から約 2400 m²に駅南側の広場については、面積を 1500 m²から約 1900 m²に広げる変更を行うものです。</p> <p>図面の赤色部分が今回変更する部分です。この変更前後対照表は、今回変更する駅前北線と駅前南線の 2 路線について変更前と変更後を上下に記載したもので、まず、上の駅前北線の変更前の段をご覧ください。番号 3.4.740 号で名称が駅前北線ですが、竜野駅、国道 2 号の北側の揖保川町神戸北山字セクデンを起点とし、北へ延び揖保川町神戸北山字藤ノ木を終点とする延長</p>

約 440m、代表幅員 18mの車線数が2車線の幹線街路で、起点側に交通広場約 1400 m²を設けておりまして、この路線の機能は駅北側市街地及び駅周辺からの駅へのアクセスなど円滑な交通を処理する役割を担っています。この交通広場を 1400 m²から 2400 m²に広げる計画です。

次に駅前南線は変更前後対照表の下側をご覧ください。資料の 3.4.742 号駅前南線の起点は県道中島揖保川線に接続する都市計画道路山津屋原線との交差点部である揖保川町黍田字片又から、終点は竜野駅に至る揖保川町黍田字口入までの延長約 230m、代表幅員 18mの車線数が2車線の幹線街路で、終点側に駅前広場約 1500 m²を設けておりまして、この路線の機能は駅南側周辺部からの駅へのアクセスなど円滑な交通を処理とともに、良好な都市環境を形成する役割を担っております。この駅前広場を 1500 m²から 1900 m²に広げる計画です。

駅前北線の交通広場計画図をご覧ください。現在の計画決定している内容での問題点について、竜野駅北側の交通広場の大きさは今の都市計画決定している交通広場の面積約 1400 m²、図面では黄色の線で囲った区域で計画されていますが、南北の幅が狭く、この計画では出入り口が国道2号の交差点に近くなり出入りが危険なことや、バスが回転できず、一般車両やバス、タクシーが交錯する危険があります。現在の都市計画決定している交通広場の区域で整備を行うとすれば、上記の危険があり、バス等が回転できるようにすると、歩道の幅や乗降場が確保出来ない等の問題があります。

北側広場が整備されれば駅利用者の半数程度が本広場利用する予定ですので、朝夕の通勤通学時間帯は、車両や歩行者等が輻輳する状況が考えられ、歩行者等の安全確保や国道2号からの円滑な車両進入が求められています。

そこで、この図面のように交通広場を 2400 m²に拡大し、出入り口を国道2号から離れた位置とし、バス等が駅前で回転できるようにして、バスの乗降場を設けると共に、車椅子用の車の乗降場、並びにタクシーの乗降場を設けようとするものです。黄色の区域は当初計画区域で、赤色の区域が追加する区域で、広場を北へ拡大変更しようとするものです。今回都市計画を変更するのは交通広場の拡大であって、道路幅員の変更はございません。

駅前南線の駅前広場計画図をご覧ください。現在の計画決定している内容での問題点について、現在の竜野駅南側の駅前広場は、平成10年に図面の黄色の線で囲った区域、約 1500 m²で整備されましたが、東西の幅が狭く、コミュニティバスが駅前広場内で回転できないため、バスの乗降場は駅改札口から遠く離れた南西側の市道駅前原線の道路上にバス停があり、非常に危険です。また、朝晩通勤通学時間帯は、自家用車、コミュニティバス、タクシー等が特に増え、車両や歩行者等が輻輳しており、広場だけでなく市道や県道に車両が停車している状況であり、歩行者等の安全確保が求められています。今の都市計画決定している駅前広場の区域ですが、この約 1500 m²の区域で再

度整備を行うとすれば、駅前北線と同じように路線バス等が駅前広場内で回転できるようにすると、歩道の幅や乗降場が確保出来ない等の問題があります。

そこで、この図面のように駅前広場を1900㎡に拡大し、コミュニティバス等が駅前広場内で回転できるようにして、バスの乗降場を設けると共に、車椅子用の車の乗降場、並びにタクシー乗降場を設けようとするものです。

黄色の区域は当初計画区域で、赤色の区域が追加する区域で、広場を東へ拡大変更しようとするものです。今回都市計画を変更するのは駅南北の広場の拡大であり、道路幅員の変更はございません。

参考ですが道路幅員構成は、車道W=3.0m、2車線、路肩を自転車専用の通行帯としてW=1.5m、歩道を通行帯は車いす利用者や歩行者のすれ違いを考慮し、植樹帯も併せてW=4.5mを両側にとり、合計18mとなります。

また本都市計画道路は、竜野駅周辺整備事業により、平成28年度から事業にかかる予定であり、道路整備だけでなく既存の自由通路である、ふれあい橋にエレベーター、階段を整備し、駅の利便性の向上を図っていきます。

今回の変更しようとする内容について、公安委員会（県警察本部）を始め、兵庫県等関係部署と調整したあと、次のように説明会を行っています。当駅には竜野駅周辺地区まちづくり協議会というまちづくりを考える住民組織があり、その協議会に対し平成27年7月22日に説明会を実施しました。更に、地元住民並びに関係者に対し、平成27年9月25日に、竜野駅周辺整備事業と合わせて、都市計画変更の説明会を実施しました。47名の参加がありましたが、説明会での質問等については、都市計画変更についての意見はありませんでした。

次に平成27年11月16日から平成27年11月23日までたつの市ホームページでの変更計画案の掲載や、11月発行の市広報お知らせ版において、今回の変更案について、縦覧を行い、意見があれば、意見書を提出できる旨を掲載し、平成27年12月8日から22日までたつの市役所都市計画課窓口において縦覧に供しました。合計5名の方の閲覧がありましたが、意見書の提出はありませんでした。また関係地権者へも連絡し、説明会にも参加していただきましたが、個別に説明を行い反対意見等はありませんでした。今後、地元住民並びに関係者に対し、駅周辺整備事業の説明会をさらに実施していき、事業を進めていきます。以上です。

会長

質問がありましたら挙手の上、お願いします。

会長

意見がないようですので、採決に入りたいと思います。議案第4号につきまして、承認される方は挙手願います。

会長	<p>(出席委員 17 名中、全員が挙手)</p> <p>出席委員の過半数が挙手されておりますので、議案第 4 号については、本案のとおり承認されました。</p> <p>以上で、本日の審議事項は終了しました。</p>
----	--